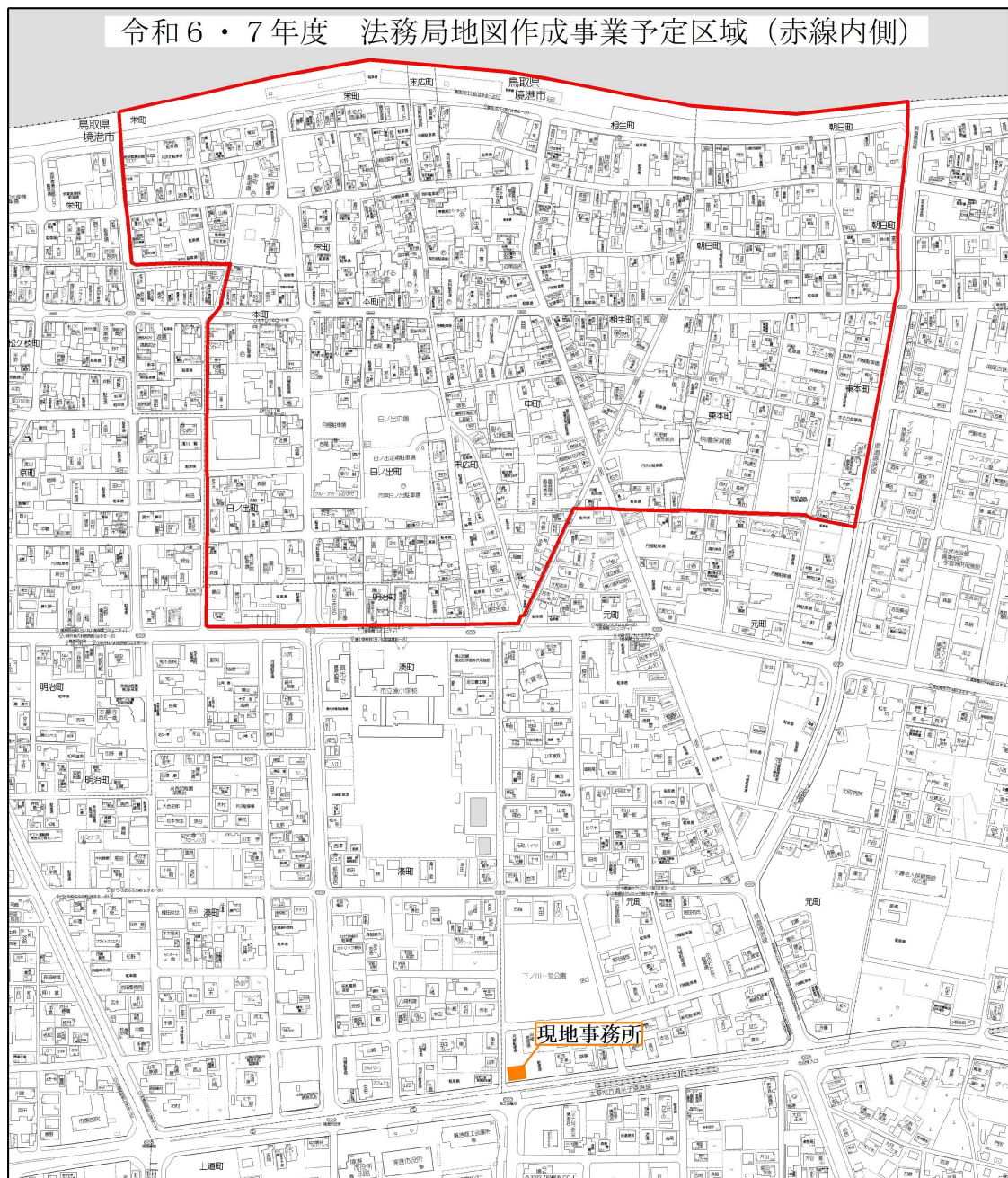


令和7年度、境港市末広町ほか地区において地図作成事業を行います。

法務局では、現在、土地の正確な位置を特定するために、順次、精度の高い地図（※）を作成しており、令和7年度は、以下に図示した境港市末広町、本町、日ノ出町、相生町及び中町の全部並びに栄町、明治町、朝日町及び東本町の各一部の地区において、新たな地図を作成することとしています。

（※）不動産登記法第14条第1項に規定された地図

作業予定区域（下記赤線内側）



作業期間

令和7年4月から令和8年3月まで

実施機関

計画機関 鳥取地方法務局

作業機関 公益社団法人鳥取県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

地図作成の効果

- 調査結果に基づき、土地の正しい地目や面積（地積）を登記記録に反映します。
- 最新の測量に基づいて作成された地図及び図面（地積測量図）が法務局に備え付けられます。
- 土地の位置や区画が正確に特定できるため、境界に関する争いを防止できます。
- 境界杭や標識などが亡失しても、地図に基づいて境界を復元することができます。
- まちづくりのための公共事業が進みやすくなります。

お問合せ・連絡先

〒684-0032

境港市元町130番地2まるかビル3階301号

鳥取地方法務局 地図作成現地事務所（令和7年4月23日開設）

TEL（0859）21-1567

開庁時間 午前9時00分から午後5時00分まで

（土日・祝日を除く。）